

## 川北町空き家バンク制度実施要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、川北町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、川北町空き家バンク制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 空き家等 川北町に存在する空き家（居住をして建築され、かつ、現に居住していない建物をいう。）及び空き家となる予定の建物並びに空き家が立地する宅地及び建物の跡地をいう。
- 二 所有者等 本町の空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家の賃貸（転貸をのぞく。）及び売買を行うことができる権利を有する者をいう。
- 三 空き家バンク 本町に存在する空き家等に関する情報を登録し、町内へ定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対して本町が情報を提供する制度をいう。
- 四 利用希望者 空き家バンクに登録された空き家等の利用を希望する者であつて、本人又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの又は暴力団員と密接な関係を有しない者をいう。

### (適用上の注意)

第三条 この要綱は、空き家バンク制度以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第四条 空き家バンクに空き家等を登録しようとする所有者等は、川北町空き家バンク登録（変更）申込書（様式第一号）及び空き家バンク登録カード（様式第二号）を町長に提出しなければならない。

2 川北町空き家バンク登録台帳に登録するものとする。  
3 町長は、前項による調査の結果、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、登録しないものとする。

- 1 申請内容に虚偽があつたとき。
- 2 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕の必要があるとき。
- 3 その他町長が適当でないと認めたとき。
- 4 町長は、同条第二項の登録をしていない空き家等で、登録をすることが適当と認められるものについて、当該所有者等に対しても登録を勧めることができる。

(空き家バンクに係る登録事項の変更の届出)

第五条 前条の規定による登録を受けた所有者等は、当該登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を川北町空き家バンク登録（変更）申込書（様式第一号）に変更内容を記載した登録カード（様式第二号）を添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の抹消)

第六条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは空き家バンクの登録を抹消するものとする。

- 1 川北町空き家バンク登録抹消届出書（様式第三号）の提出があつたとき。
- 2 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があつたとき。
- 3 川北町空き家バンク登録台帳に登録後二年を経過したとき（登録の更新があつたときは除く。）。  
2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を川北町空き家バンク登録抹消通知書（様式第四号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家バンクの利用の要件)

第七条 空き家バンクを利用できる者は、次の各号のいずれの要件も満たしている者でなければ利用することはできない。

- 一 本町に定住又は滞在を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、かつ、公序良俗に反するおそれのない者。
- 二 居住する地域のコミュニティ活動に参加する者。
- 三 暴力団員でないこと又は暴力団員と密接な関係を有しない者。
- 四 前三号に掲げる者のほか、町長が適当と認めた者。

(空き家バンクの利用の登録)

第八条 空き家バンクの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空き家バンク利用登録申込書（様式第五号）により町長に利用の登録を申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定により申し込みのあつたときは、当該登録物件を空き家等登録者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該空き家登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅延なく当該利用希望者へ回答するものとし、町長へその結果を報告するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第九条 町長は、登録者と利用希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の保護)

第十一条 空き家バンクの運用にあたり知り得た個人情報の取扱いについては、川北町個人情報保護条例（平成十六年川北町条例第十号）に定めるところによる。

- 2 登録者及び利用希望者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に留意するものとする。
- 一 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
  - 二 個人情報を棄損及び滅失することがないよう適正に管理すること。
  - 三 空き家バンクから取得した個人情報にあたっては、当該個人情報を町長の承諾なくして複写又は複製をしてはならないこと。
  - 四 個人情報について漏洩、棄損、滅失等の事実が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(雑則)  
第十一条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成二十九年八月一日から施行する。